春日井市ごみ処理基本計画（素案）

平成１８年１２月

春日井市

――― 目　　次 ―――

第１章　計画策定にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅰ　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

1　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

2　関連計画等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

3　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第２章　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅰ　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅱ　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

1　市民、事業者、市のパートナーシップのもと育む「もったいない」精神　・　6

2　総合的なごみ減量施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

3　安全で安心なごみ処理体制の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第３章　ごみ処理の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅰ　廃棄物の種類と処理方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

1　廃棄物の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

2　家庭ごみと資源　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

3　事業ごみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

Ⅱ　排出状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

1　家庭ごみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

2　資源　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

3　事業ごみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

Ⅲ　収集運搬状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
1　家庭ごみと資源　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2　事業ごみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
Ⅳ　処理状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
1　中間処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2　最終処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第４章　ごみ減量施策の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
Ⅰ　啓発事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
Ⅱ　資源化事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
Ⅲ　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第５章　ごみ減量の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
Ⅰ　ごみ排出量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
Ⅱ　家庭ごみの排出量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
Ⅲ　事業ごみの排出量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第６章　施策の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
Ⅰ　市民、事業者、市のパートナーシップのもと育む「もったいない」精神　・ 40
Ⅱ　総合的なごみ減量施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
1　家庭ごみの減量施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2　事業ごみの減量施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
Ⅲ　安全で安心なごみ処理体制の確保　・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第１章　計画策定にあたって

Ⅰ　計画策定の背景

近年、私たちのライフスタイルや大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動により、廃棄物の排出量の増加、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増加など様々な問題が指摘されてきました。国においてはこれらの問題に対応するため、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及びリサイクルの推進に係る諸法を制定し、循環型社会の実現に向けた取組みが図られてきました。

このような中、本市でも平成13年11月にごみ処理基本計画を策定し、ごみを削減する目標に３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を掲げ、以後、透明・半透明ごみ袋の使用の推奨をはじめ、粗大ごみの有料化、全市的な資源分別収集、資源の祝日収集、雑がみの資源収集などを実施し、市民のごみの減量と資源の有効利用の促進に努めてきました。さらに、平成14年10月には灰溶融施設とリサイクルプラザを併設するクリーンセンター第二工場棟を開設し、廃棄物の高度処理に加えて、ごみの資源化や各種のごみ減量に係る啓発事業を実施してきました。

こうした取組みにより、ごみの減量化や資源化が進み、最終処分量は減少していますが、依然として廃棄物の排出量は増加傾向にあり、最終処分場の残余容量のひっ迫などの課題に計画的に取り組まなければなりません。

一方、国においても、平成17年５月に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）を改正し、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析と情報提供の実施や一般廃棄物処理の有料化の推進に努めることを市の役割とするなど、さらなる廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化を推進することとしています。

また、平成18年６月には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に

関する法律（平成７年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）を改正し、容器包装廃棄物の排出抑制の促進のほか、市分別収集計画の公表の義務付けや事業者が市へ資金を拠出するしくみを導入することとしました。

このように廃棄物を取り巻く環境の変化に対応していくとともに、ごみの減量化や適正なごみ処理を進めていくため、平成18年度においてごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）の見直しを行うものです。

Ⅱ　計画の性格

１　計画の位置づけ

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定めることとされています。

本計画は、本市のごみ処理の基本方針となる計画であり、長期的視点に立った一般廃棄物（ごみ）の処理について定めるものです。

本計画の計画区域は、本市の行政区域全域とします。

また、本計画に基づき、年度毎にごみの収集運搬及び処理についてごみ処理実施計画を定めています。

２　関連計画等

本市では、本計画に関連するものとして次の計画等を策定しています。

●第四次総合計画（平成 11 年策定）

本計画は、第四次総合計画に即して定めています。

「人と自然が織りなす美しいまちづくり」をまちづくりの柱の一つとし、環境教育やごみの排出抑制、リサイクル活動等を通して、循環型社会の構築をめざします。施策の体系としては、次の４項目を掲げています。

①ごみ収集体制の充実

②ごみ処理施設の整備

③分別及びリサイクルの推進

④市民意識の高揚

●環境基本計画（平成 14 年策定）

本市の環境を保全、創造し、次代を含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の取組みを、総合的、計画的に推進することを目的に策定しています。

この計画は、第四次総合計画における環境に関する分野を具体化したものです。

数値目標
ごみ廃棄量：「ごみ」に関する指標

ごみ処理に伴い、埋立処分される廃棄物の量を表す指標です。
市が収集（処理）したごみから資源として回収された量を除いたものをごみ廃棄量とし、ごみの減量やリサイクルを進めることにより、平成12年度に対して１人１日あたりのごみ廃棄量の25％の削減をめざします。

●分別収集計画（平成 17 年策定）

容器包装リサイクル法に基づき、一般廃棄物の 60 パーセント（容積比）を占める容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの減量と再生利用のために市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにして一体となって取り組む方針を示したものです。

●環境都市宣言（平成 13 年宣言）

都市に豊かな自然が感じられ、人と人との新たな交流が生まれ、安心して暮らせるまちを意味する「みろくの森から道風の里まで　蛙の合唱消えぬ道　暮らしと出会いを大切にするまち」を共通の想いとし、市民、事業者及び市が一体となって、環境都市春日井の実現をめざすことを宣言したものです。

３　計画の期間

本計画は、第四次総合計画の計画期間に合わせ平成 30 年度を目標とし、5 年後の平成 23 年度に見直します。

Ⅰ　基本理念

自然界から大量の資源を取り出し、様々なものを大量に生産・消費する経済社会活動は、私たちに物質的な豊かさと快適で効率の良い生活をもたらす一方で、自然を減少させ資源・物質を浪費するとともに、不用となったものを自然界へ大量に廃棄しています。

本市でも年々廃棄物の排出量が増加するとともに、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化、不法投棄などの不適正な処理による環境への負荷の高まり、最終処分場のひっ迫など深刻な状況が続いています。

これらの現状を踏まえ、次のとおり基本理念を定め、次代に良好な環境を引き継ぐことをめざし、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成していきます。

「もったいない」からはじまる循環型社会

循環型社会：廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

もったいない：ノーベル平和賞受賞者でケニア副環境省のワンガリ・マータイさんが日本の「もったいない」の精神を提唱しています。３Ｒは、この「もったいない」にすべて集約されています。限られた資源を大切に使うという意味を表す言葉として、世界に広がり始めています。

Ⅱ　基本方針

循環型社会を形成していくため、基本理念のもと、次の３つの基本方針を定め、総合的な取組みを進めます。

１　市民、事業者、市のパートナーシップのもと育む「もったいない」精神

市民、事業者、市は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担のもとで、様々な施策に取り組むとともに、三者のパートナーシップのもと、環境保護につながる「もったいない」精神を育みます。

市　民

自らの日常生活に伴って廃棄物を発生させていることを認識し、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向け自ら排出する廃棄物の排出を抑制するようライフスタイルの見直しや適正な分別排出などをより一層進めていく役割を担うものとする。

事業者

自らの事業活動に伴って廃棄物を発生させていることや製品の製造等が環境への負荷を与えていることを認識し、環境に配慮した事業活動を行うとともに、廃棄物等の適正な分別排出、循環的利用及び処分への取組みをより一層推進していく役割を担うものとする。

市

循環型社会を形成するため、市民、事業者、市のパートナーシップを形成するためのコーディネーターの役割を担うものとする。

また、すべての市民に「もったいない」精神の意識を呼び起こし、市民一人ひとりがごみ減量に係る自発的な行動を起こすきっかけとなる啓発、情報提供、環境教育などを行うものとする。

２　総合的なごみ減量施策の推進

循環型社会の形成には、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行うことが不可欠です。そのため、法令等の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、３Ｒに取り組む市民などの活動の支援、事業者への指導など循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

３　安全で安心なごみ処理体制の確保

廃棄物処理・リサイクルのための法制度等の整備を踏まえて、分別収集の推進、資源化の拡大、資源の再生利用により、廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとします。その上で、処分しなければならない廃棄物については、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン類の発生量が抑制されるよう配慮しつつ、最良の処理方法を選択します。

また、廃棄物の適正な循環的利用や処分のための施設整備を行うとともに、最終処分場の延命化のための取組みを進めていきます。

「もったいない」からはじまる循環型社会

第３章　ごみ処理の現状

Ⅰ　廃棄物の種類と処理方法

１　廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、同法で定められたものをいい、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、次のように区分します。

本市では、市内で発生する一般廃棄物を処理しています。

- **一般廃棄物**
  - **ごみ**
    - **燃やせるごみ**（生ごみ、再生できない紙、木くず、革製品など）
    - **燃やせないごみ**（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、小型の家電品、ｶﾞﾗｽ、陶磁器類、金属類など）
    - **危険ごみ**（ｽﾌﾟﾚｰ缶、ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ、使い捨てﾗｲﾀｰ、ｽﾄｰﾌﾞ、ｶﾞｽ器具類、灯油容器など）
    - **使用済み乾電池、水銀体温計**
    - **粗大ごみ**（一辺の長さが80cm以上で、かつ重量が50kg以下のもの）
    - **特定廃棄物**（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾏｯﾄﾚｽ、消火器、自家用自動車タイヤなど）
    - **その他のごみ**
  - **資源**
    - **飲料缶・ガラスびん・ペットボトル**
    - **新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・牛乳パック類・古着**
    - **天ぷら油**

特別管理一般廃棄物

- **一般廃棄物**
  - **ごみ**
    - **燃やせるごみ**
    - **燃やせないごみ**
  - **資源**
    - **古紙など**

本市で処理する一般廃棄物

- **産業廃棄物**
  - あらゆる事業活動に伴うもの
    - **燃え殻**（石炭火力発電所から発生する石炭がらなど）
    - **汚泥**（工場廃水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの）
    - **廃油**（潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの）
    - **廃酸**（酸性の廃油）
    - **廃アルカリ**（アルカリ性の廃油）
    - **廃プラスチック類**
    - **ゴムくず**
    - **金属くず**
    - **ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず**
    - **鉱さい**（製鉄所の炉の残さいなど）
    - **がれき類**（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など）
    - **ばいじん**（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）
  - 特定の事業活動に伴うもの
    - **紙くず**（建設業、紙製造業、製本業などの特定の業種から排出されるもの）
    - **木くず**（建設業、木材製造業などの特定の業種から排出されるもの）
    - **繊維くず**（建設業、繊維工業から排出されるもの）
    - **動植物性残さ**（原料として使用した動植物に係る不要物）
    - **動物系固形不要物**（と場において処分した獣畜、食鳥処分場において処分した食鳥）
    - **家畜のふん尿**（畜産業から排出されるもの）
    - **家畜の死体**（畜産業から排出されるもの）
  - 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えば、コンクリート固型化物）

特別管理産業廃棄物

２　家庭ごみと資源

⑴　排出方法及び処理方法

次のように分別し、ごみステーションに運ぶ、又はクリーンセンターへ直接搬入します。

<table>
<tr><th colspan="2">種類・区分</th><th>排出方法</th><th>排出回数</th><th>処理方法（注）</th><th>処理施設</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせるごみ</td><td>透明・半透明の袋
平成19年２月から
指定ごみ袋（黄色）</td><td>週２回</td><td>焼却</td><td>クリーンセンター</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせないごみ</td><td>透明・半透明の袋
平成19年２月から
指定ごみ袋（青色）</td><td>週１回</td><td>破砕後、資源化、焼却又は埋立</td><td>クリーンセンター
再生事業者
最終処分場</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険ごみ</td><td>透明・半透明の袋</td><td>月１回</td><td>破砕後、資源化、焼却又は埋立</td><td>クリーンセンター
再生事業者
最終処分場</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用済み乾電池等</td><td>透明・半透明の袋</td><td>年２回/公共施設等で原則月2回収集</td><td>資源化</td><td>再生事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td colspan="2">戸別収集のため電話申込み（有料）</td><td>修理販売又は破砕後、資源化、焼却若しくは埋立</td><td>クリーンセンター
再生事業者
最終処分場</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定廃棄物</td><td colspan="2">戸別収集のため電話申込み（有料）</td><td>破砕後、資源化、焼却又は埋立</td><td>クリーンセンター
再生事業者
最終処分場</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資源</td><td>飲料缶</td><td>透明・半透明の袋</td><td rowspan="9">月２回</td><td rowspan="9">資源化</td><td rowspan="3">クリーンセンター
再生事業者</td></tr>
<tr><td>ガラスびん</td><td>透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td rowspan="6">資源</td><td>新聞紙</td><td>ひもで縛る</td><td rowspan="6">再生事業者</td></tr>
<tr><td>雑誌</td><td>ひもで縛る</td></tr>
<tr><td>雑がみ</td><td>ひもで縛る・紙袋</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>ひもで縛る</td></tr>
<tr><td>牛乳パック類</td><td>ひもで縛る</td></tr>
<tr><td>古着</td><td>透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">天ぷら油</td><td>びん又はﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙに入れふたをする</td><td>公共施設で月２回収集</td><td>資源化</td><td>再生事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">犬、猫等の死体</td><td colspan="2">戸別収集のため電話申込み（有料）/清掃事業所へ直接搬入（有料）</td><td>焼却</td><td>動物死体処理施設</td></tr>
</table>

（注）焼却灰は、クリーンセンターにて資源化又は最終処分場にて埋立処理します。

ア　エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。家電リサイクル法）に基づき処理されます。

購入した小売業者、又は買い換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、自ら製造メーカーの指定引取業者へ搬入しています。これらによる処理が困難な場合は、有料による戸別収集又はクリーンセンターへの直接搬入をします。

イ　パソコン

パソコンの処理については、各メーカーが回収及び再資源化を行うため、メーカー又はパソコン３Ｒ推進センターに問い合わせ、その指示に従い適正に処理されています。

※　パソコンのほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号。資源有効利用促進法）第２条第12項に基づく指定再資源化製品が指定されたときは、そのリサイクルシステムに適切に対応します。

―――　ごみステーションとは　―――

家庭から出るごみと資源を排出する場所を「ごみステーション」といいます。市内には7,000 箇所以上のごみステーションがあります。

町内会やアパート・マンションの管理人等からの要請に基づきごみステーションを設け、収集を行います。本市は、分別表示看板や警告看板、カラス対策ネットを町内会等に無償で貸与しています。

なお、障害や高齢等の理由によりごみステーションまでごみ等を排出することが困難である場合は、実態調査の上、戸別収集による「さわやか収集」を実施しています。

⑵　家庭ごみのうち収集しないもの

次のものは、自らクリーンセンターに直接搬入、又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼します。

ア　引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ

イ　２メートル以上、５０キログラム以上のものなど収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

ウ　次号に掲げるクリーンセンターで処理できないもの

⑶　家庭ごみのうちクリーンセンターで処理できないもの

ア　販売店や専門業者に適正に処理を依頼するもの

・エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、パソコン

・オートバイ、ガスボンベ、電動ベッド、ピアノ、農薬など

イ　土、石、瓦など最終処分場へ搬入するもの

ウ　ペンキ、廃油など処理設備に支障を及ぼすおそれのあるもの

３　事業ごみ

⑴　排出方法及び処理方法

事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

そのため、廃棄物の排出抑制に努めるとともに、分別を徹底し、資源再生事業者などを活用するなどして廃棄物の適正な循環的利用に努めることとしています。

処理については、自ら処理できない場合は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼するか、又はクリーンセンターへ直接搬入します。

一般廃棄物の区分	排出方法	処理方法	処理施設
燃やせるごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみに分別	焼却又は資源化	クリーンセンター 再生事業者
燃やせないごみ		破砕後、資源化、焼却又は埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場
資源	種類ごとに分別	資源化	再生事業者

⑵　処理手数料

搬入量に応じて処理手数料を徴収しています。

平成 13 年に処理手数料の改定を行い、平成 20 年度まで段階的に額を値上げしていますが、近隣各市の処理手数料と比べ低額となっています。

平成 20 年度の処理手数料の額（かっこ内は平成 12 年度の額）は、次のとおりです。

・埋立処分　20 円/10kg（11 円）

・焼却処分、破砕処分　80 円/10kg（41 円）

・粗大ごみ　100 円/10kg（41 円）

Ⅱ　排出状況

次のグラフは、環境省が行った調査結果を示したものです。

全国、愛知県ともに１人１日当たりのごみ排出量は、平成12年度以降継続的に減少しています。

本市は、平成13年度以降増加傾向に転じ、その結果愛知県内の市の中で２番目に多い状況となり、循環型社会の形成のため最優先される「ごみの発生抑制」をより一層進める必要があります。

※　「ごみ排出量」＝家庭ごみ＋市が収集する資源＋事業ごみ

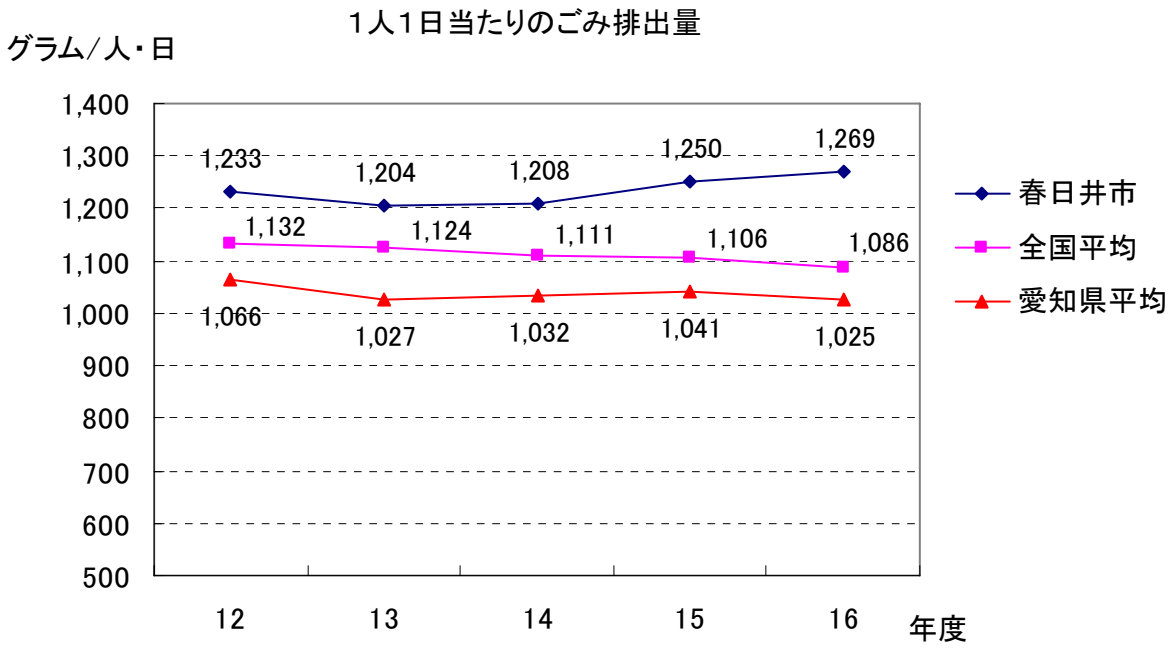

【調査方法】

全国の市区町村、一部事務組合におけるごみの排出処理状況等について都道府県を経由し環境省に報告されたデータを集計しています。

人口については、10月１日現在の住民基本台帳（外国人登録者は除く。）に基づくものです。

（参考：平成16年度愛知県廃棄物処理事業実態調査）

⑴　ごみの排出割合

平成17年度のごみ排出量（合計139,569トン）を排出形態別でみると、家庭ごみが78,350トン、事業ごみが49,858トン、資源が11,362トンです。

平成17年度のごみの割合（資源は除きます。）は、家庭ごみが61%、事業ごみが39%であり、年々事業ごみの割合が増加しています。

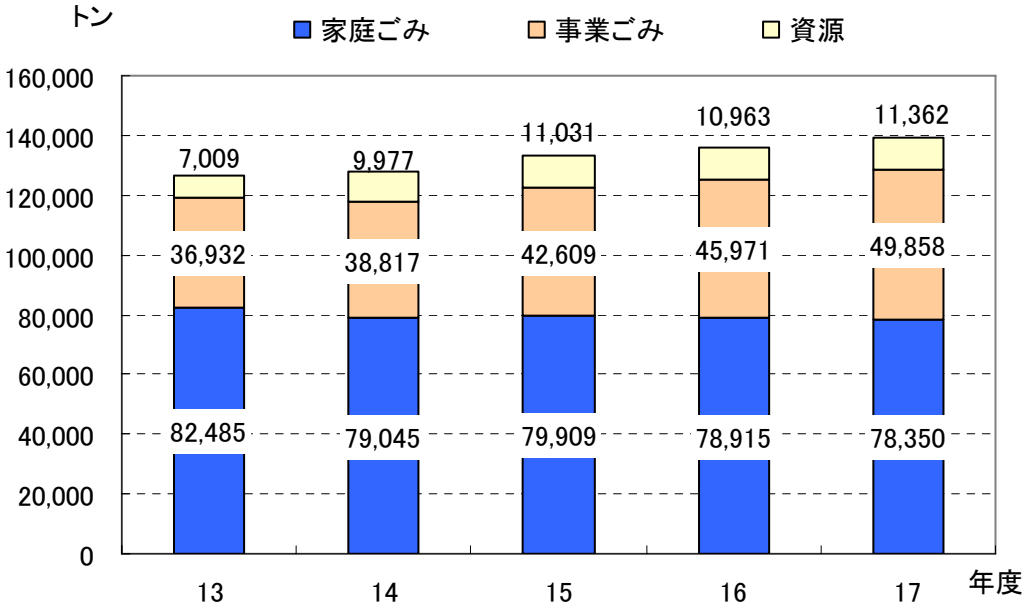

⑵　ごみの組成

平成17年度に行った組成調査の結果、燃やせるごみの成分を見ますと、35%が水分でした。多くを占める生ごみを減少させるため、小学校や保育園と連携して「もったいない」精神を育み、食べ残しを少なくするとともに、家庭において排出時に生ごみの水切りをするなどの周知啓発が必要です。

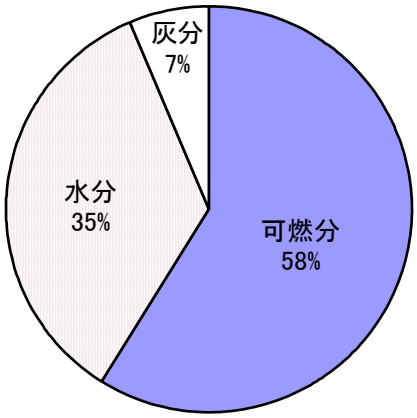

また、燃やせるごみと燃やせないごみの組成は、次のとおりです。

燃やせるごみ（乾ベース）　　単位は%

年度 組成	13	14	15	16	17
紙・布類	43.6	52.8	54.8	54.5	52.3
ビニール合成樹脂類	19.5	16.7	11.4	15.0	23.3
木・竹・ワラ類	10.9	7.6	10.5	14.4	10.8
厨芥類	19.8	18.3	21.2	12.8	9.0
不燃物類	4.7	3.4	0.8	1.6	1.8
その他	1.5	1.2	1.3	1.7	2.8

燃やせないごみ　　単位は%

年度 組成	13	14	15	16	17
可燃物	8.8	7.8	8	15.8	13.5
不燃物	42.4	55.1	57.6	41	46.4
鉄・アルミ	23.9	5.9	6.9	20.7	10.3
埋め立て物など	24.9	31.2	27.5	22.4	29.8

ごみの中には資源化が可能なものが多く含まれています。

そのため、平成18年１月から燃やせるごみの半分以上を占める紙・布類のうち、リサイクルできる紙を「雑がみ」として資源収集を開始しました。

今後は、さらなる分別の徹底を啓発するとともに、資源化の拡大についての検討が必要です。

1　家庭ごみ

⑴　家庭ごみと資源の排出量の割合

家庭から出るごみと資源の排出量の合計は、平成13年度以降ほぼ横ばいです。資源の排出量は、平成14年10月に開始した市内全域での資源分別収集により増加傾向にあります。

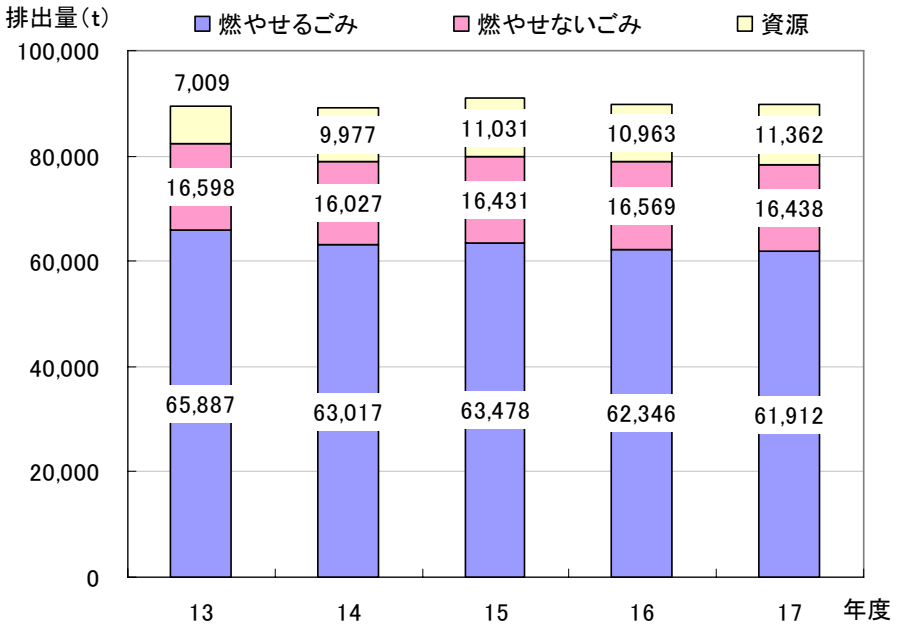

⑵　家庭ごみの排出量と人口の推移

人口は、年々増加している一方で、家庭から出るごみの排出量（資源は除きます。）は、年々減少しています。

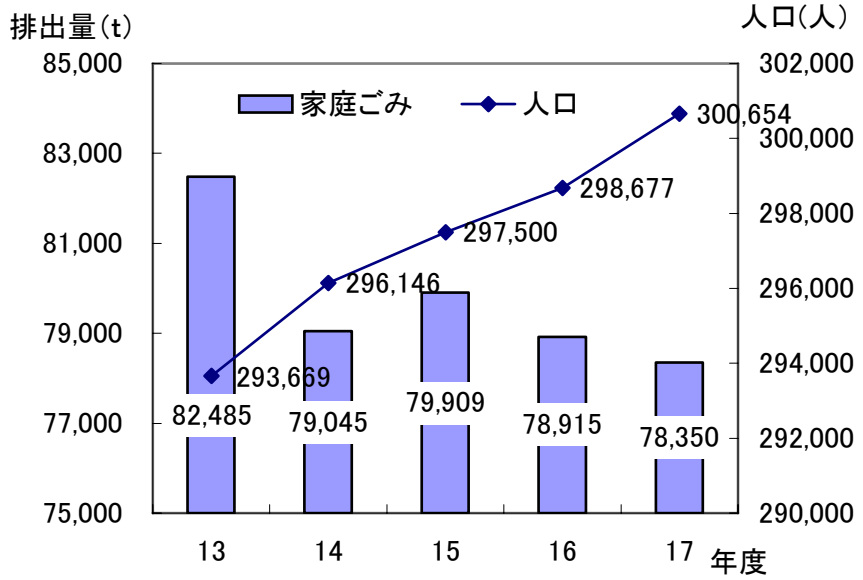

⑶　ごみステーションの状況

ごみステーションにおける排出状況を見ますと、排出ルールが守られていない場所も一部あり、排出者の意識向上が求められています。

また、家電製品等の不法投棄や事業ごみの混入も見受けられますので、監視体制の強化など不適正な排出を防ぐ方策の検討も必要となります。

今後は、より効率的に収集を行うためにも、ごみステーションの数、設置場所等についての検討が必要です。

⑷　粗大ごみの排出量

粗大ごみの排出量は、近年増加傾向です。

粗大ごみとは、１辺の長さが80センチ以上のものと定義しています。平成13年度から収集を有料化としたため、平成13年度の排出量は、平成12年度に比べ大きく減少しました。このことから、今後も、ごみ減量の効果的な手法として、排出量に応じた負担の公平化についての検討が必要です。

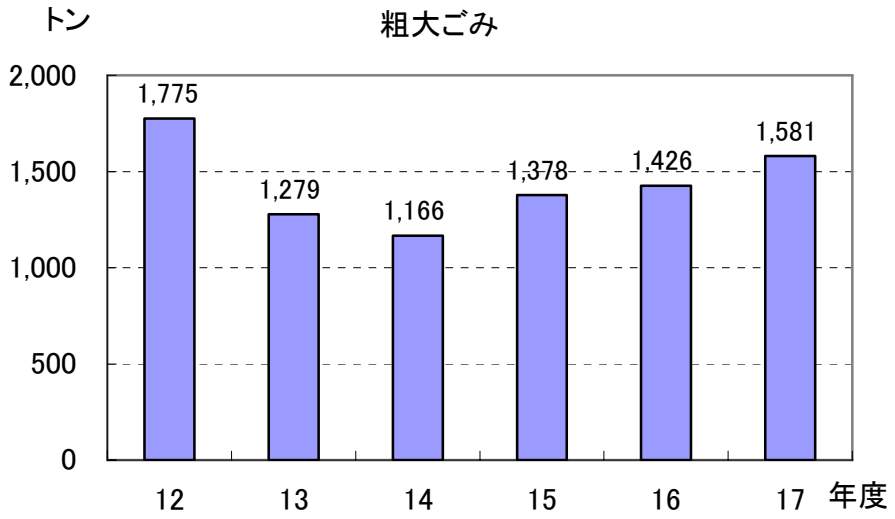

２　資源

⑴　ごみステーションにおける資源収集の状況

ごみステーションを利用した資源収集は、平成10年５月に坂下中学校区で開始し、順次地区を拡大しつつ、平成14年10月からは市内全域で実施しています。

ア　飲料缶（アルミ缶・スチール缶）

容器のペットボトル化の進展に伴い、収集量は年々減少しています。

一方、早朝からごみステーションに出されている飲料缶の抜き取りを行う者が見受けられ、その防止策を検討する必要があります。

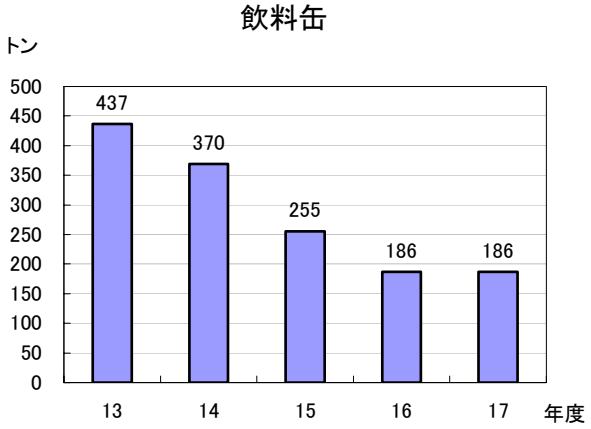

イ　ガラスびん

生産量が減少傾向にある中、近年、収集量は横ばいです。

繰り返し何度も使用することができるリターナブルびんの使用を推奨しています。

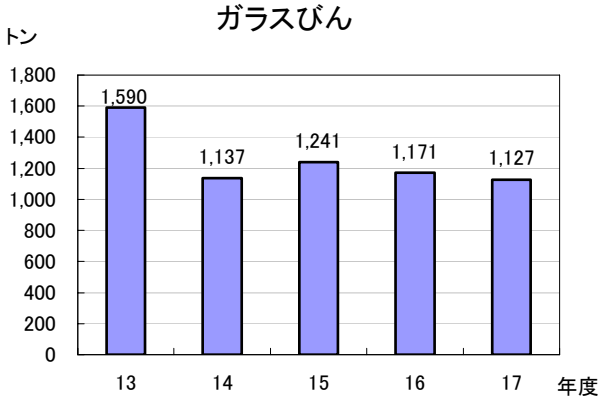

ウ　ペットボトル

飲料容器としての需要も増加しており、収集量は継続して増加しています。

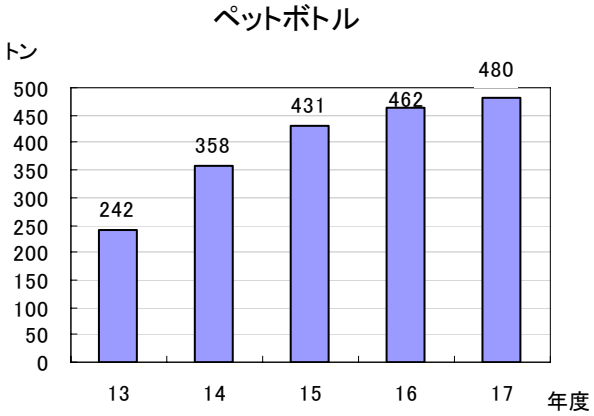

エ　新聞紙・雑誌・段ボール

新聞紙、雑誌、段ボールの収集量の合計は、増加傾向です。

平成18年１月からティッシュの箱やダイレクトメールなどの「雑がみ」を資源として収集しています。

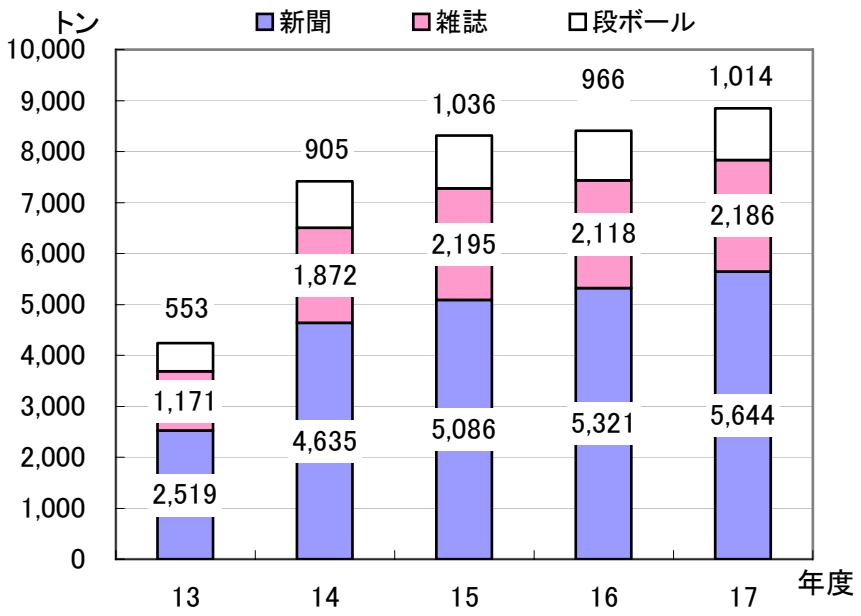

オ　牛乳パック類

収集量は、減少傾向です。

スーパーなどが回収箱を設置し、回収に協力いただいています。

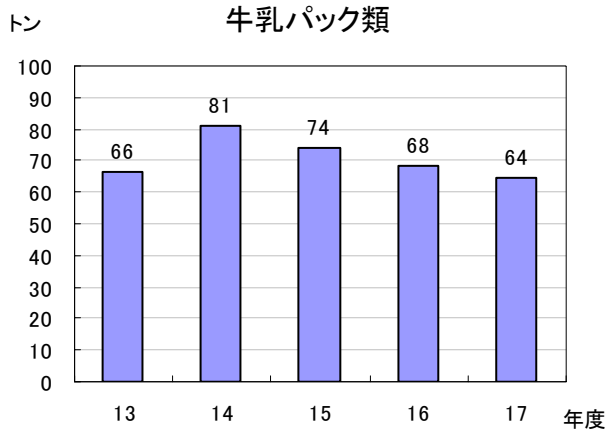

カ　古着

収集量は、横ばいです。

フリーマーケットやリサイクルプラザ情報の活用など、まだ使用できるものはごみとしない取組みを推奨しています。

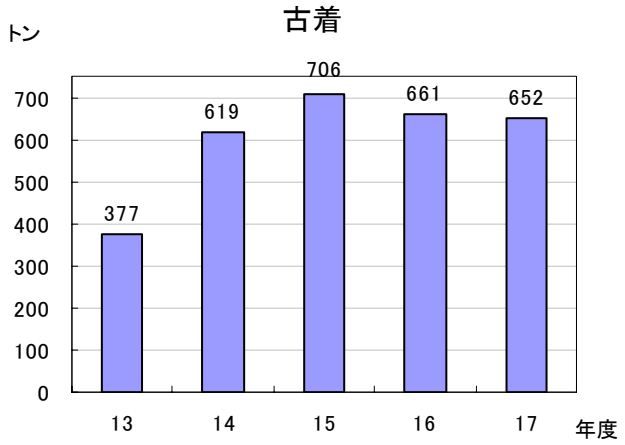

⑵　集団回収の状況

本市が資源分別収集を行う以前から、子ども会、町内会などの地域での自主的な活動により、資源を有効利用するための集団回収が行われております。

集団回収は、地域コミュニティの活性化や市民のリサイクル意識の向上に重要な役割を担うものとして、本市では、集団回収を行った団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付し、各団体の活動を支援しています。

集団回収を行う団体が減少しているため、増加するよう啓発に努める必要があります。

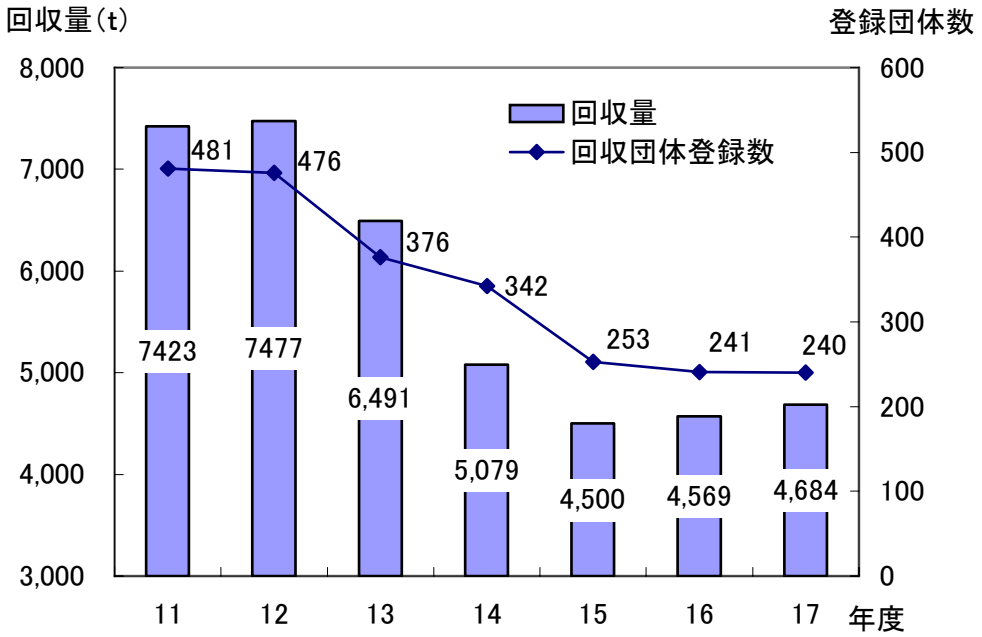

３　事業ごみ

⑴　事業ごみの排出量

平成17年度の事業ごみの排出量は、平成13年度に比べ約1.35倍に増加し、ごみの総量（資源は除きます。）に占める事業ごみの割合も平成13年度の31％から39％と増加しています。

事業活動の中で自らの責任において、まずごみの発生抑制に努めるとともに分別を徹底するなど資源化への取組みを促進していく必要があります。

また、ごみステーションへの事業ごみの混入も見受けられるため、事業者に対するごみの排出指導を強化し、自己処理責任の徹底を図る必要があります。

事業ごみの排出量の推移

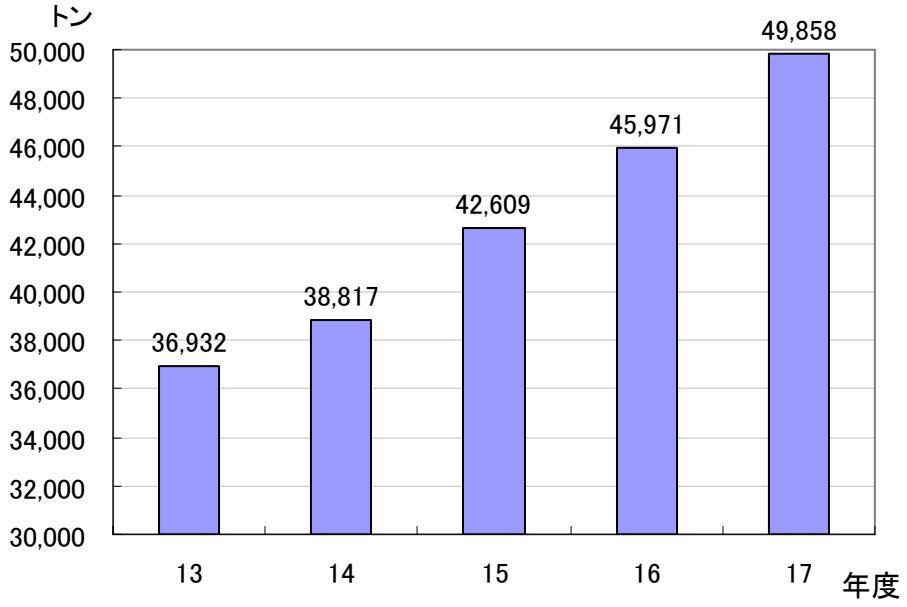

⑵　事業ごみの内訳

事業ごみの排出割合を見ますと燃やせるごみが大部分を占めます。

燃やせるごみの中は、生ごみが多くを占めます。また、段ボールなど資源化が可能な紙類も含まれています。

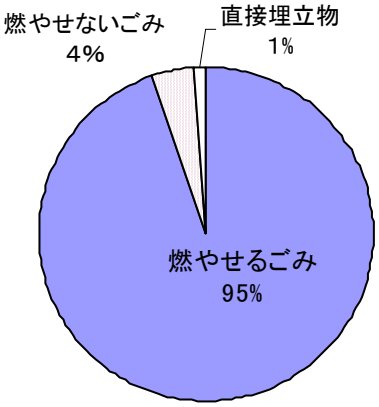

事業ごみの減量化・資源化を促進するため、事業者に対して戸別訪問による指導や啓発パンフレットの配布を行ってきました。

さらに、春日井商工会議所が事業者と共同で取り組む古紙類のリサイクル活動を支援するほか、ごみ減量に積極的に取り組む事業所を認定し、その取組みを広く紹介しています。

今後は、容器包装リサイクル法による排出抑制に係る取組み状況や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。食品リサイクル法）による生ごみのリサイクル状況の把握に努めるとともに、事業者の自主的な取組みを促進するための方策を検討する必要があります。

Ⅲ　収集運搬状況

１　家庭ごみと資源

家庭から排出されるごみ・資源の収集については、安定的な収集業務を継続するとともに、処分及び再生利用の方法に配慮し、効率的に種類に応じた分別収集をするなど適切な収集を行う体制を確保していきます。

⑴　収集方法

ごみ・資源の収集は、原則ステーション方式で実施しています。

粗大ごみ、特定廃棄物等の戸別収集については、申込み制で収集日等を指定して収集しています。収集に際しては、粗大ごみ等処理手数料納付券を事前に購入（犬、猫等の死体は除く。）していただきます。

⑵　収集体制

従来、収集業務を直営で行っていましたが、民間に委ねることが適当な業務については、民間の能力を積極的に活用しています。

また、直営収集の車両については、資源収集した天ぷら油を精製した燃料やクリーン軽油を使用し、環境へ与える負荷の低減を図っています。

ア　直営収集

<table>
<tr><th>種類</th><th>収集場所
及び回数等</th><th>収集車両</th></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>ステーション
週２回</td><td rowspan="5">４４台　ダンプ　４台
パッカー　38台
その他　２台</td></tr>
<tr><td>天ぷら油</td><td>18公共施設
月２回</td></tr>
<tr><td>使用済み乾電池等</td><td>ステーション
年2回</td></tr>
<tr><td>犬、猫等の死体</td><td>戸別収集</td></tr>
<tr><td>さわやか収集</td><td>１３５世帯</td></tr>
</table>

収集体制は平成18年４月１日現在

イ　委託収集

<table>
<tr><th>種類</th><th>収集場所
及び回数</th><th colspan="2">収集車両</th></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td>ステーション
週１回</td><td rowspan="3">２２台</td><td rowspan="3">ダンプ　２台
パッカー　８台
その他　12台</td></tr>
<tr><td>危険ごみ</td><td>ステーション
月１回</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>戸別収集</td></tr>
<tr><td>飲料缶
ガラスびん
ペットボトル</td><td>ステーション
月２回</td><td>２７台</td><td>ダンプ　12台
パッカー　15台</td></tr>
<tr><td>新聞紙
雑誌(雑がみ)
段ボール
牛乳パック類
古着</td><td>ステーション
月２回</td><td>８台</td><td>ダンプ　５台
パッカー　３台</td></tr>
</table>

収集体制は平成18年４月１日現在

２　事業ごみ

⑴　収集方法

事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼するか、又はクリーンセンターへ直接搬入します。

⑵　一般廃棄物収集運搬許可業者

廃棄物処理法第７条第１項の規定による一般廃棄物の収集運搬許可業者数は、平成 17 年度末現在で 34 社で、収集車両台数は次のとおりです。

パッカー	ダンプ等	トラック	総数
９６台	４０台	１７台	１５３台

今後の収集運搬の許可については、現状の収集運搬の状況等を勘案し、廃棄物の分別区分や排出量が大幅に増加するなど適正な体制確保のため特に必要がある場合を除き、既存の範囲内とします。

また、収集運搬許可業者や各排出事業所への指導などの見直しを検討しています。

Ⅳ　処理状況

ごみは、直接又は中間処理によって資源化されるもの、焼却などによって減量化されるもの、処理せずに直接埋め立てるものに大別されます。

平成17年度のごみの総処理量は139,569トンです。そのうち、焼却、破砕などにより中間処理された量（中間処理量）は129,495トンで、中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量は10,914トン、処理後埋立された量は12,639トンです。

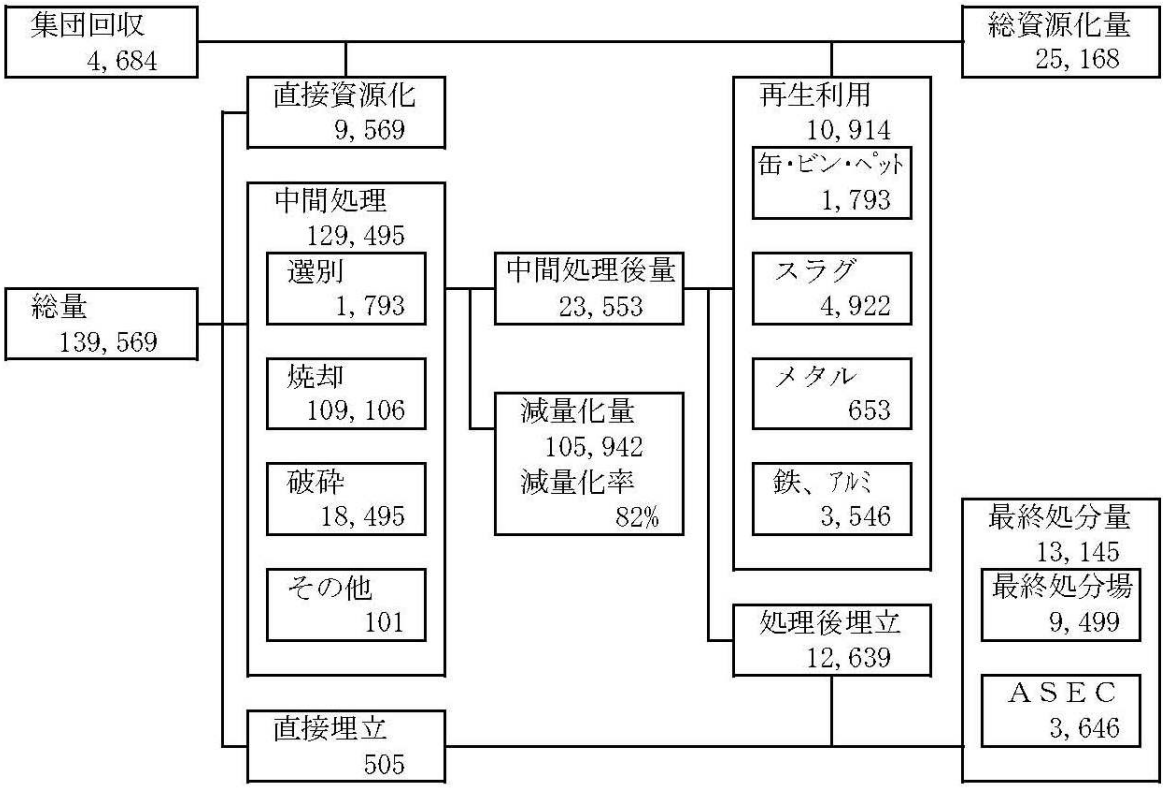

総量 …… 家庭ごみ、資源、事業ごみの排出量の合計（ごみ排出量）
直接資源化 … 市で収集する資源（再生事業者に直接運ばれる新聞紙、雑誌など）
中間処理 …… クリーンセンターで処理を行うものの合計
選別 …… 市で収集し、選別する資源（飲料缶、ガラスびん、ペットボトル）
焼却 …… 燃やせるごみ
破砕 …… 燃やせないごみや粗大ごみなどの合計
その他 …… 乾電池など
直接埋立 …… 直接埋め立てられるもの（土、石、側溝汚泥など）

１　中間処理

⑴　施設の概要

ア　春日井市クリーンセンター（春日井市神屋町１番地１）

<table>
<tr><th>工場</th><th colspan="2">処理設備</th><th>処理方式</th><th>処理能力</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第一工場</td><td colspan="2">焼却設備</td><td>全連続燃焼式機械炉</td><td>130ｔ/24ｈ×２</td></tr>
<tr><td colspan="2">余熱利用設備</td><td>蒸気タービン発電機</td><td>1,400ｋｗ</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大・不燃ごみ処理設備</td><td>横型回転式</td><td>65ｔ/５ｈ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">第二工場</td><td colspan="2">焼却設備</td><td>全連続燃焼式機械炉</td><td>140ｔ/24ｈ×２</td></tr>
<tr><td colspan="2">灰溶融設備</td><td>電気抵抗式</td><td>40ｔ/24ｈ×２</td></tr>
<tr><td colspan="2">余熱利用設備</td><td>蒸気タービン発電機</td><td>7,000ｋｗ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資源化設備</td><td>粗大･不燃ごみ処理</td><td>横型回転式</td><td>45ｔ/５ｈ</td></tr>
<tr><td>資源化処理</td><td>機械選別式
手選別</td><td>25ｔ/５ｈ
金属缶　８t/５h
ｶﾞﾗｽびん　14t/５h
ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ　３t/５h</td></tr>
</table>

※　クリーンセンター内にあるリサイクルプラザ（エコメッセ春日井）では、市が粗大ごみとして収集したもののうち、家具や自転車などを修理し、再生品として販売しています。

イ　動物死体処理施設（春日井市西尾町岩ヶ根658番地２）

施設区分	処理方式	処理能力
焼却施設	油圧噴霧式バーナー	63ｋｇ/１ｈ

⑵　中間処理量

平成17年度のごみの総処理量のうち、中間処理されるごみの量は、ごみの総処理量の約93％に当たる129,495トンとなっています。そして、中間処理によって減量されるごみの量は、105,942トン（減量化率82％）にもなります。

中間処理のうち、直接焼却されるごみの量は109,106トンで、ごみの総処理量の約78％となっています。

また、焼却設備には、発電設備や余熱利用設備などが併設されており、売電、福祉の里へのお湯の供給などに有効利用しています。

⑶　資源化

平成17年度は、分別収集により直接資源化された量と中間処理後に再生利用された量の合計は、20,483トン、町内会などの集団回収により資源化された量は4,684トンです。これらを合わせた総資源化量は25,168トン、資源化率は17.4％であり、総資源化量、資源化率ともに年々上昇しています。

これは、中間処理の中で、灰溶融設備において焼却灰などをスラグやメタルとして資源化していることが大きな要因です。

スラグ … 焼却灰を高温で溶融した後、冷却・固化して得られるガラス質の粒子で、売却して、コンクリートに混ぜ再利用されます。

メタル … 溶融炉の中で冷えて固まった金属層であり、売却して、金属品として再利用されます。

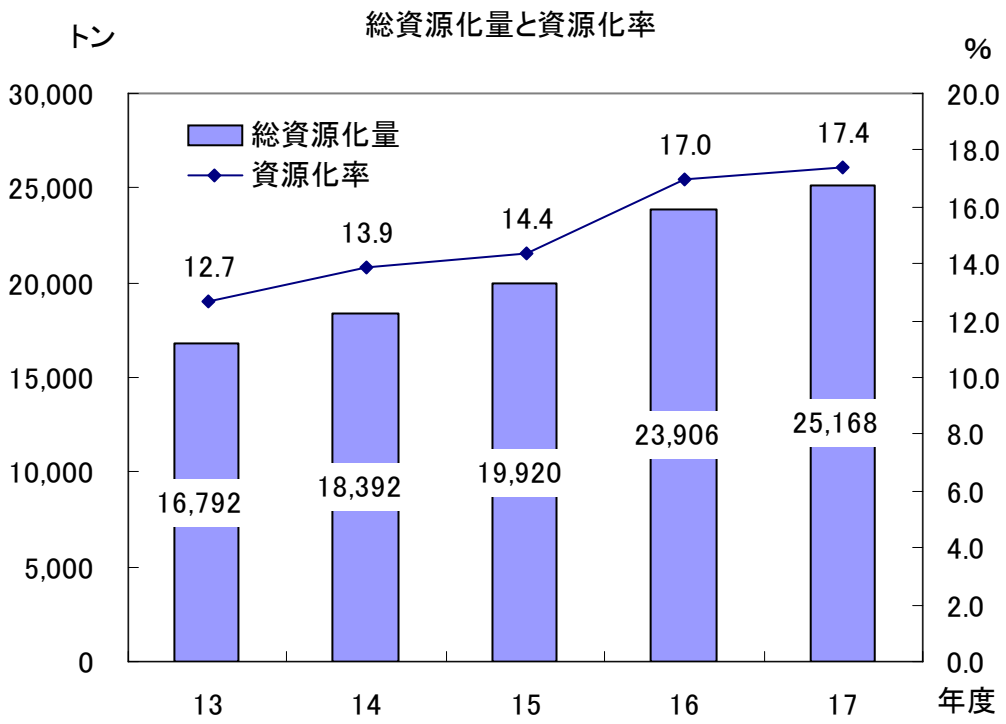
総資源化量と資源化率
トン
%
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
20.0
18.0
16.0
14.0
12.0
10.0
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
総資源化量
資源化率
12.7
13.9
14.4
17.0
17.4
16,792
18,392
19,920
23,906
25,168
13
14
15
16
17
年度

２　最終処分

直接埋め立てられるごみと焼却残渣などごみの中間処理後の残渣を合わせたものが最終処分場に埋め立てられる量になります。最終処分（埋立）は、主に内津最終処分場で行っています。

⑴　施設の概要

ア　内津最終処分場（春日井市内津町字南山492番地）

埋立方法	敷地面積	埋立可能容量	現在埋立量	平成17年度埋立量
サンドイッチ方式	28,858㎥	232,000㎥	128,224㎥	9,499ｔ

イ　（財）愛知臨海環境整備センター（略称：ＡＳＥＣ）

（愛知県知多市新舞子地先）

敷地面積	埋立可能容量	平成17年度搬入量
32.6ha	2,950,000㎥	3,646ｔ

※　ＡＳＥＣ（愛知県や民間企業などにより設立された第三セクターの公益法人）には、一般廃棄物の区域外処分施設としてクリーンセンターで中間処理後に排出される焼却残渣を搬入しています。

⑵　内津最終処分場における埋立量

平成17年度の直接埋立量は505トンであり、直接埋立量の割合は年々減少しています。

また、中間処理後の残渣を合わせた埋立総量は9,499トンであり、年々減少しています。これは、灰溶融設備において、焼却灰などをスラグやメタルとして資源化しているためです。

しかし、こうした現状においても、最終処分場の容量は限られており、引き続き延命化に努めていく必要があります。さらに、新たな最終処分場の建設には長期間要することから計画的に整備を進めていかなければなりません。

クリーンセンターにおける資源化量と内津最終処分場における埋立量

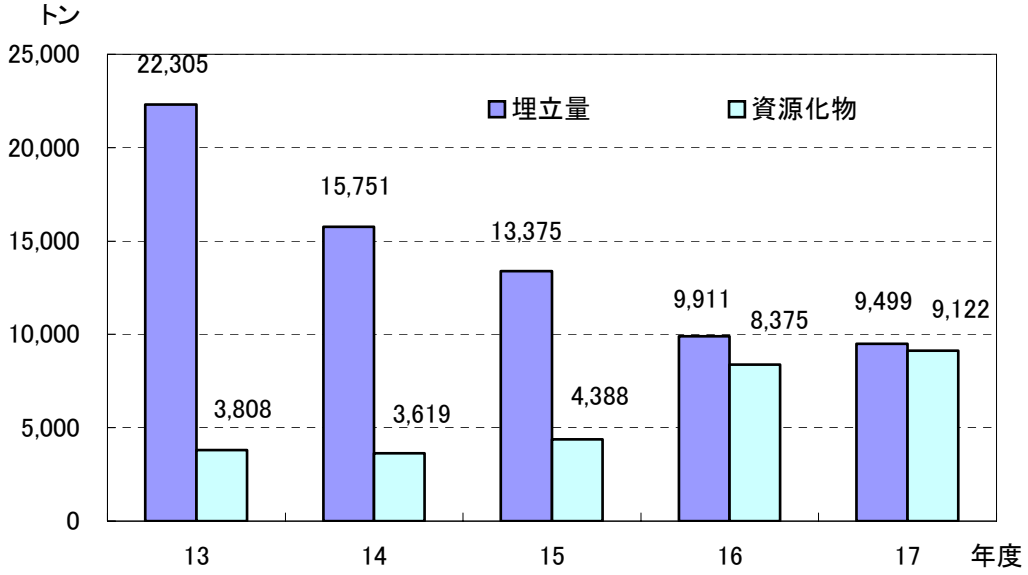

最終処分場の残余容量の推移

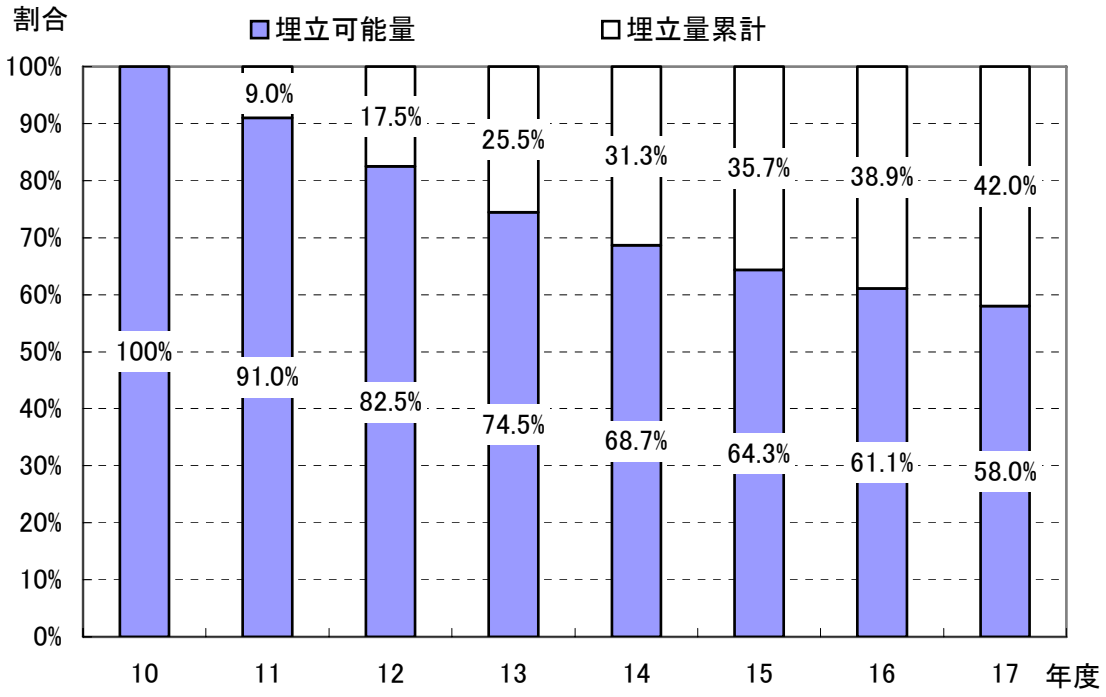

第４章　ごみ減量施策の現状

本市では、市民や事業者との連携のもと、相互の責任を果たしながらごみを減らすため、次の取組みを行っています。

Ⅰ　啓発事業

⑴　「資源・ごみ出しカレンダー」の作成

平成14年から収集地区ごとに17種類のカレンダー（Ａ３判両面）を作成しています。毎年、町内会を通じて各世帯に配布するほか、転入者に配布しています。

⑵　「資源・ごみの出し方便利帳」の作成

資源やごみの出し方について、イラストを多用し見やすく、分別の仕方をわかりやすく説明したものを作成しています。

平成17年度は、平成14年10月に作成して以来３年が経過したため、新しく改訂しました。（Ａ４判カラー16ページ）

⑶　かすがいクリーン大作戦

昭和61年度から市民参加による快適で住みやすいまちづくりをめざすため、市内全域での清掃活動を春・秋年２回行っています。

平成17年度は延べ102,355名の参加があり、436トンのごみを収集しました。

⑷　空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日「拠点美化事業」

ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害防止について、市民の関心と理解を深めるため、拠点地区を定め、周辺町内会、事業者、各協力団体の参加により公園、道路等の清掃活動を平成11年度から毎年１回行っています。

平成17年度は落合公園を清掃拠点とし、1,100名の参加がありました。

⑸　小学４年生用社会科副読本「くらしとごみ」の作成

昭和62年度から春日井市社会科研究会の協力のもと作成し、毎年改訂発行しています。（Ａ４判カラー24ページ）

⑹　青空教室

平成元年度から小学校４年生を対象とした社会科の授業を行っています。職員が市のごみ処理の状況、ごみの減量及びリサイクルの必要性などを説明するとともに、ごみ収集車にごみを積み込む体験をさせます。

平成17年度は市内の小学校全38校で行いました。

⑺　ごみ減量３Ｒ推進事業所認定制度

平成17年３月からごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図っています。

平成17年度は４事業所を認定しました。

⑻　空き缶等散乱防止協定

平成８年度から市内事業所と、散乱ごみのないきれいなまちをつくるため、従業員の啓発や建物周辺の清掃を中心とした協定を締結し、空き缶等散乱ごみの防止に努めています。平成17年度末現在124社と協定を締結しています。

⑼　環境巡視員による巡視及び清掃

平成８年度から環境巡視員を採用し、公園、道路、河川等におけるポイ捨て・ふん害を防止するため、巡視及び清掃を行っています。

⑽　クリーンセンター・再生工場の見学

ごみの減量及びリサイクルの必要性を啓発するため、回収されたごみの処理方法や資源の再生工程等の見学を行っています。

平成17年度のクリーンセンターの見学者数は80団体3,242名、再生工場の見学者数は２団体80名でした。

⑾　広報誌掲載等

ごみに関する特集を広報春日井に年１回掲載するほか、ホームページを活用し、随時タイムリーな情報を発信しています。

また、地域の実情に応じたごみの出し方に関する啓発チラシを作成し、区、町内会へ配布し、回覧をしています。

⑿　エコメッセ春日井（リサイクルプラザ）における啓発

ごみの減量や資源の再利用に関する情報・講座をはじめ、再利用品の展示及び提供など市民のリサイクル活動の拠点として様々な取組みを行っています。

ア　講座　53回開催、参加者848名

イ　おもちゃの病院　12回開催、参加者281名

ウ　再利用品（家具類や自転車など）の販売　285点

エ　フリーマーケット　４回開催

オ　リサイクプラザ情報（不用品のあっせんや情報の提供）

カ　リサイクルフェア　参加者約2,500名

⒀　その他

啓発用ビデオの貸し出しや、消費生活展や環境フォーラムなど各種イベントへの参加による啓発を行っています。

Ⅱ　資源化事業

⑴　資源回収団体育成奨励金事業

昭和56年度から子ども会、学校、町内会等の資源回収団体に対し、奨励金を交付しています。

平成17年度の登録団体は240団体でした。

⑵　廃食用油拠点収集

平成15年度から植物性廃食用油を市内18公共施設で収集しています。収集した廃食用油は精製し(民間業者)、軽油の代替燃料として、ごみ収集車２台の燃料として使用しています。

平成17年度は7,200ℓ を回収し、5,200ℓ を燃料として使用しました。

Ⅲ　その他

⑴　春日井市廃棄物減量等推進審議会

平成６年度から一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため設置しています。平成17年度は３回にわたり「家庭ごみの減量化の方向性」について審議を行い、指定ごみ袋を導入すること、市民に対する啓発及び情報提供に努めることに係る提言書を市長に提出しました。

⑵　ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会

市民相互の理解と協力によりきれいで快適なまちづくりを目的として設置しています。

⑶　空き缶等散乱及びふん害防止推進員

空き缶等散乱及びふん害の防止に係る地域での啓発活動を実施するため、春日井市区長･町内会長連合会の理事24名を推進員に選任しています。とくに啓発が必要な地域では、区・町内会との連携によりふん害防止キャンペーンを行っています。

⑷　さわやか収集

平成15年６月から65歳以上の一人暮らしで介護保険の要支援か要介護の認定を受けている、又は各種障害者手帳を交付されている方で、家庭ごみの持ち出しが困難で身近な人の協力が得られない方を対象に玄関先等での収集をしています。

平成 17 年度の件数は 135 件でした。

第５章　ごみ減量の目標

Ⅰ　ごみ排出量

目標１

１人１日当たりのごみ排出量（家庭から出るごみ・資源と事業ごみを合計した量）を 250 グラム削減する。

循環型社会を形成するために最も重要なことは、ごみの排出を抑制することです。市民、事業者、市それぞれが、「環境」や「もったいない」を意識し、暮らしや事業活動の中でそれぞれができることを行うなど、意識の改革につながるための施策を展開していきます。

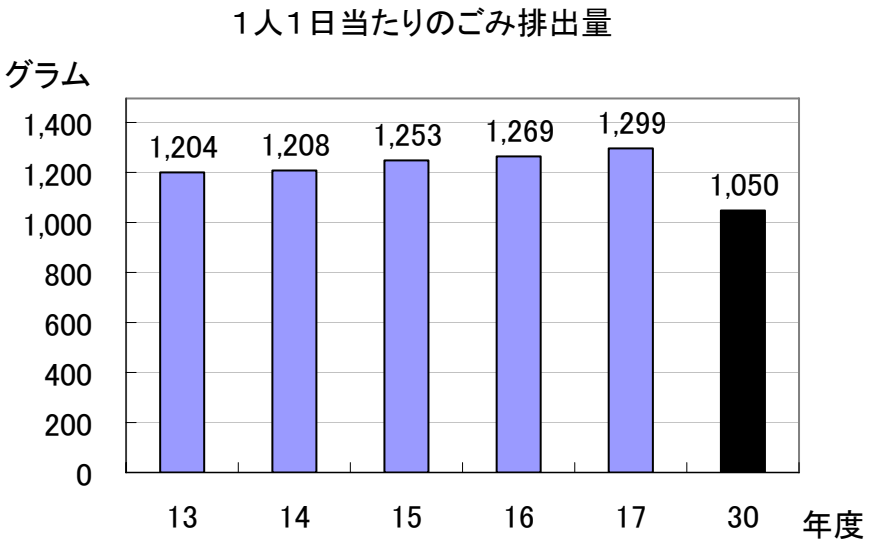

※　りんご１個分の重さが約 250 グラムです。

Ⅱ　家庭ごみの排出量

目標２

家庭ごみの排出量を、平成 17 年度に対し 15%（11,750 トン）削減する。

ごみ処理は、市が関与する業務のなかでも最も市民の理解や協力が必要なものの１つといえます。そのため、市民と協働して、ごみの減量やリサイクルに関する啓発、情報提供、教育等を行い、適正な分別排出の促進を図り、家庭ごみの減量に取り組みます。

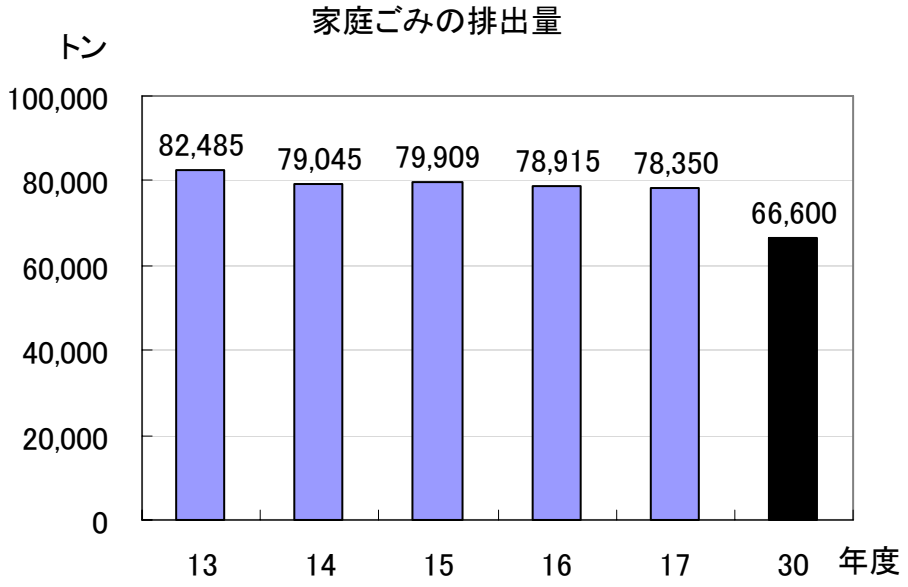

Ⅲ　事業ごみの排出量

目標３

事業ごみの排出量を、平成 17 年度に対し 25%（12,468 トン）削減する。

事業ごみは、年々増加しているため、とくに、排出抑制に努めるとともに、家庭ごみと同様に分別を徹底するなどごみに対する意識を高めていただくため、積極的な啓発を実施していきます。

さらに、資源化が可能なものの搬入規制を行うほか、処理手数料などの見直しを行います。

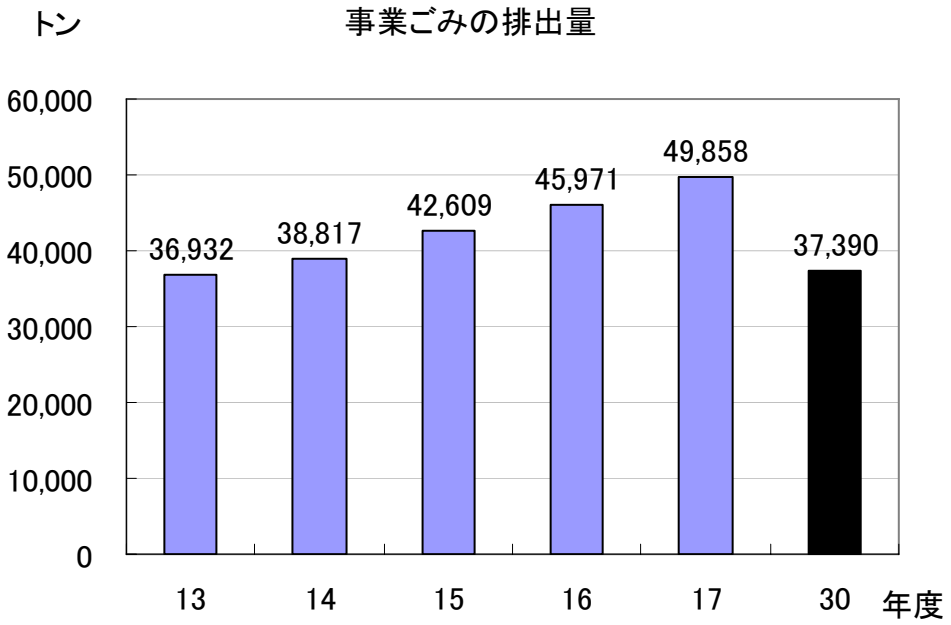

第６章　施策の方向性

前章に定めた目標量を確保するために、基本理念「もったいない」からはじまる循環型社会のもと、３つの基本方針に則り、施策を見直すとともに新たな施策に取り組んでいきます。

Ⅰ　市民、事業者、市のパートナーシップのもと育む「もったいない」精神

⑴　環境学習・環境教育の充実

ごみ問題の現状やリサイクルに関する知識を得ることは、ごみの減量に取り組む上で大切なことです。そのため、幼児、小学生を対象にした施策を展開するとともに、高齢者にいたるまでの各世代に対応した学習機会の充実を図り、「もったいない」精神の普及に努めます。

⑵　３Ｒの取組みの促進

循環型社会形成推進基本法では、ごみ処理とリサイクルの取組みの優先順位を次のとおり定めています。

①ごみをできるだけ減らす Reduce（リデュース）

②不用になったものはできるだけ繰り返し使う Reuse（リユース）

③繰り返し使えないものは資源として有効利用する Recycle（リサイクル）

この３Ｒに取り組む市民の育成、支援を行っていきます。

⑶　人づくり・組織づくり

各種講座や説明会を開催するとともに、ごみ減量施策に参加、協力をしていただける人を育成します。

また、ごみ減量やリサイクルに取り組むＮＰＯやボランティアなどの組織づくりを支援します。

⑷　資源回収団体の支援・育成

ごみの減量化と資源化につながる活動であるとともに、市民意識の向上や地域活動の促進につながるため、資源回収の拡大に努めるとともに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

⑸　市の率先活動

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。グリーン購入法）、春日井市環境基本計画及び環境方針に基づき、市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。

⑹　イベントの開催等

消費生活展や環境フォーラムを継続して開催するとともに、各種イベントでごみに関するテーマを掲げていきます。

また、2005年に開催された愛・地球博の理念を引き継ぎ、イベントで排出されるごみの分別が促進されるよう環境を整えていきます。

⑺　リサイクルプラザにおける情報発信

ごみの減量やリサイクルに関する情報・講座をはじめ、市民のリサイクル活動の拠点として、市民が直接参加してごみ問題を身近なものとして考える機会と場を設けます。

⑻　啓発の充実

ごみの適正な排出や分別の徹底、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るための啓発を行っていきます。

また、町内会やマンションなどの管理者の協力を得るなかで、きめ細かく、より効果的な啓発を行っていきます。

⑼　外国人への排出指導

市内に居住する外国人は年々増加しているため、外国語のパンフレットを作成するほか、外国人向けの各種講座を活用する中で、ごみの出し方などを周知していきます。

⑽　環境美化の促進

さらなる排出ルールの周知徹底とごみに対する意識の高揚を促進するため、ごみステーションにおける排出指導を行っていきます。

また、地域におけるごみをはじめとした生活環境に関する課題に取り組む際に積極的に協力する人材等の育成をします。

⑾　町内会などとの連携強化

町内会加入率が低下する一方で、日常のごみの排出において、町内会などの役割はきわめて大きいものです。ごみステーションはじめ地域の美化につながる活動の支援を行っていきます。

Ⅱ　総合的なごみ減量施策の推進

１　家庭ごみの減量施策

⑴　生ごみの減量

家庭で取り組む生ごみの減量に関する情報を収集・公表し、推奨していきます。さらに、「食育」の一環として、小学校や保育園と連携して食べ残しをなくすための啓発を行っていきます。

⑵　マイバッグの普及促進

スーパーなどで無料配布されるレジ袋の安易な配布・使用を抑制するため、買物用マイバッグ持参の取組みを促進していきます。

⑶　リユース情報の充実

修理を行う店や修理ができる人の把握を行い、その情報を公表します。

また、新しい商品の購入にこだわらないリースやレンタル、フリーマーケットやリサイクルショップの活用を促進します。

⑷　ごみ減量の具体的取組みの公表

ごみの減量に自主的に取り組むきっかけとなるよう、わかりやすく、実践できるよう、具体的なごみ減量の取組みの情報を提供します。

また、ごみ減量のアイデア、工夫を募集し、その内容、効果を検証するなど市民と協働し、情報内容を充実させていきます。

⑸　資源化の拡大の調査・研究

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法ほか各種リサイクル法の適正な運用を行うとともに、新たな資源化が可能なものについて、分別、収集・処理の方策について調査・研究していきます。

⑹　ごみ処理コストの公表

国が示す廃棄物会計基準に基づき、ごみ処理に係るコストを可能な限り効率化させるための分析を行うとともに、市民にわかりやすく公表していきます。また、その分析に基づき、施策の実施方法やごみ処理の効率化について検討していきます。

※　廃棄物会計基準とは、廃棄物の収集や処理などにかかる費用の分析手法のことです。

⑺　家庭ごみの有料化の調査・研究

経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、市民意識の高揚などの効果がある家庭ごみの有料化の導入について、指定ごみ袋制度の効果を見極めながら調査・研究していきます。

２　事業ごみの減量施策

⑴　事業者責任の認識の強化

廃棄物処理法による排出者責任に基づいて、事業者責任の認識の強化を図り、排出抑制や分別の促進に努めるとともに、事業者から排出されるごみの状況を把握した上で、積極的な啓発を実施していきます。

また、拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品を開発、過剰包装の削減等に努めるよう啓発していきます。

※　拡大生産者責任とは、生産者が、生産した製品をただ売るだけでなく、それらが廃棄された後の処理まで追う責任のことです。

⑵　３Ｒの取組みの促進

製品の生産、販売、サービスの提供などの各面において、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組むための啓発、情報提供を行っていきます。

また、３Ｒの取組みを行う事業所の活動を推奨していきます。

⑶　レジ袋削減・資源回収協力の促進

レジ袋削減の取組みや食品トレーなどの資源を回収しているスーパーなどを把握し、優良店の取組みを公表するとともに、市内各店に協力いただくよう要請していきます。

⑷　食品リサイクル法の促進

食品リサイクル法に基づく飲食業や食品製造業などの事業者に対して、調査を行い、現状を把握するとともに、食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用促進のための周知を図ります。

⑸　多量排出事業者への指導

多量排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化のための計画書の策定や管理者の設置の義務付けなどについて検討します。

⑹　資源の搬入規制

古紙類をはじめ資源化できるものの搬入を規制するとともに、再生事業者や収集運搬許可業者との連携によるリサイクルルートの確保に努めます。

⑺　ごみ検査の強化

産業廃棄物や市外ごみの持込みなどのルール違反に対応するために、クリーンセンターにおける搬入時の検査を強化します。なお、違反者については、受入拒否を行うなど厳しく指導していきます。

⑻　適正な処理手数料の設定

事業ごみの増加傾向が続く際には、経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び事業者の意識を高めるため、処理手数料の改定を検討します。

⑼　収集運搬許可業者への指導

収集運搬許可業者に対し、適正に収集運搬するため、かつその資質を向上させるための必要な措置を講じるとともに、相互に連携して各排出事業者に対し指導をしていきます。

⑽　事業者によるリサイクル活動の支援

春日井商工会議所が各企業の協力のもと、事業ごみの減量と資源化を目的に回収した古紙から「春日井そだち」という独自ブランドの商品を製造しています。これらの取組みへの支援をしていきます。

Ⅲ　安全で安心なごみ処理体制の確保

⑴　効果的な収集運搬体制

家庭ごみ・資源の収集については、民間の活用を図りながら、処分及び再生利用の方法に配慮し、効率的に種類に応じた分別収集をするなど適切な収集を行う体制を確保していきます。

⑵　適正な処理

焼却処理量、最終処分量、ダイオキシン類の発生量が抑制されるように配慮しつつ、再生利用、中間処理及び埋立処分などのうち、最良の処理方法を選択します。

なお、廃プラスチックについては、国の方針に即し、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、熱回収を行います。

⑶　処理施設の整備

ア　クリーンセンター

平成３年から稼動している第一工場棟について、適正な維持管理に努めるとともに、適切な時期に更新整備計画を策定していきます。

また、昭和53年から稼動し、第二工場棟の供用開始に伴い平成14年10月から休止している旧３号炉については、解体を行うとともに、その跡地に資源等の保管施設の整備を進めます。

イ　最終処分場

最終処分場の整備には長期間を要することから、現内津最終処分場の残余容量を勘案しつつ、次期最終処分場の整備を推進します。施設の整備にあたっては10年以上の埋立可能なことや自然環境の保全に努めます。

⑷　スラグ、メタルの活用

最終処分場の延命のため、灰溶融設備において資源化したスラグやメタルのすべてを活用できるよう、利用促進していきます。

⑸　不適正処理の対応

不法投棄などの不適正処理に対し、警察、関係機関、他の自治体との連携のもと監視体制を強化します。不適正処理を行った者には、法に基づく命令や罰則を行使するなど厳格に対応し、早期是正と不適正処理の再発防止に努めます。

⑹　資源の抜き取り行為に対する対応

町内会などに協力を求めるなど指導・監視体制の強化を図るとともに、抜き取り行為を行う者に対し対応するための方策を検討します。

また、国や県に対し、法制度の整備について積極的に働きかけます。

⑺　医療廃棄物の取扱い

在宅医療の進展に伴う家庭から発生する医療廃棄物については、安全対策及び患者のプライバシー保護の考慮が必要なため、収集方法や適正な処理を確保するための情報を患者や医療機関に提供します。

⑻　災害対策の整備

災害の発生により一時的に多量に排出されるごみについて、生活環境に支障が生じないよう収集・処理するため、関係機関・関係団体との連携した体制の整備・確保に努めます。

⑼　国、県への働きかけ

循環型社会を形成するためには、本市だけでは解決が困難な法制度、財政措置、広域的な取り組みなど多くの課題があります。そのため、国や県に、法制度の整備や財政措置の拡充などについて積極的に働きかけます。

⑽　本計画の進行管理

毎年度、ごみの処理状況の実態を把握し、本計画の進捗状況を管理し、本計画の目標達成に向け必要な措置を講ずるなど着実な推進に努めます。